

委 員 会 規 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）定款第56条の規定に基づき、委員会の任務構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 この法人に次の委員会を設置する。

2 委員会の名称及び任務する事項は次表のとおりとする。

名 称	任務する事項
地域振興選考委員会	観光振興事業に対する交付金事業の交付対象者の選考に関する事
	当法人が行う広告事業において公益社団法人今治地方観光協会広告事業実施要綱第14条において規定する広告掲載の適否について必要に応じて審査すること
企画広報委員会	定款に定める目的及び事業の実現に向けた事業活動の企画立案、事業計画の策定に関する事

(委員)

第3条 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員会の委員は、10名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

6 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

7 委員長は、委員会を代表し、委員会の開催、運営等の業務を統括する。

8 委員長は、必要な場合は、委員以外の専門家または関係者の出席を要請することができる。

9 副委員長は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

10 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議の開催)

第4条 委員会は、次の場合に開催する。

(1) 委員長が必要と認めたとき。

(2) 理事会から会議の目的となる事項を示し要請があったとき。

(3) 半数以上の委員から要請があったとき。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(会議結果)

第5条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した会議結果を作成する。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を一定の期間内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の

要請あるときは、理事会に出席して、その理由を説明しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、この法人の事務局をもって構成する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月19日改正)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月5日改正)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。